

事 務 連 絡  
令 和 5 年 8 月 1 日

各 位

技術監理課長

予定価格の算定に使用する見積設計単価等の公表について（変更通知）

予定価格の算定に使用する見積設計単価等の公表について（平成30年6月15日付け契約監理課長事務連絡）にて、入札公告時点では非公表としていたところですが、入札に係る積算条件の一層の透明性・公平性確保のため、今後は下記のとおり一部追加（追加部分朱書き）で公表をすることとしますので、所属職員への周知をお願いします。

#### 記

#### 1 適用範囲

建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）のうち請負対象設計額が1,000万円以上の工事に係る競争入札。

#### 2 公表する単価等

(1) 下松市及び下松市上下水道局が採用している積算基準に定めがないため見積等により決定した見積資材単価及び見積単価

(2) スライド単価

(3) 借地料及びその他、特筆すべき積算条件（協会歩掛）等

(4) 下松市上下水道局設計積算水道資材単価表

※下松市上下水道局設計積算水道資材単価表は、四半期ごとに見直しを行うこととし、下松市上下水道局で閲覧のみ行う。

(5) 残土処理単価（指定処理場の追加）

#### 3 公表の方法

入札公告時の添付資料の「積算設定条件書」備考欄として記載する。

#### 4 公表する内容

(1) 設計単価（スライド単価も含む。）

資材名・規格・単位・採用単価を明示する。

(2) 歩掛

工種・歩掛構成（名称、規格、単位、数量）・日当り施工量等を明示する。

(3) 借地料及びその他、特筆すべき積算条件等

契約条件として設計図書（特記仕様書、図書等）に定めた内容以外で、積算上の特筆すべき条件を明示する。

ア 仮設材や現場発生品等の運搬については、設計図書に明示していない積算上の条件等を明示する。

イ 仮締切工、足場工、水替工などの仮設工については、積算上の規格や仮設期間（対象工種及び数量等を含む。）を明示する。

ウ 借地料については、積算上の借地単価や借地期間（対象工種及び数量等を含む）を明示する。

(4) 下松市上下水道局設計積算水道資材単価表から採用と明示する。

(5) 残土処理単価

施工条件書の指定処分にチェックを入れ、積算時に処分費用と運搬距離費用を含めた費用で経済比較検討し、安価の指定処理場を決定し、所在地（名称）を明示する。

5 留意事項

(1) 単価公表は、採用した単価及び歩掛のみとし、見積先は明示しない。

(2) 次の単価等については、引き続き非公表とする。

ア 物価資料により決定した単価

イ 見積先から非公表の条件が付された場合の単価

6 適用期日

令和5年10月1日以降、入札公告又は指名通知するものとします。